

社団法人日本文藝家協会 著作物使用料規程

平成15年10月1日 承継
一部変更 平成17年2月28日
一部変更 平成18年3月9日
一部変更 平成19年4月6日
一部変更 平成20年1月13日

第1章 総則

(区分)

第1条 本協会の管理する著作物（以下「著作物」という。）の使用料は、下記の区分により、第2章から第7章に定める額とする。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 出版等 | (2) 日本放送協会の放送等 |
| (3) 一般放送事業者等の放送等 | (4) 上演・映画化等 |
| (5) 録音・録画等 | (6) その他 |

(減額措置)

第2条 本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進等を図るため、別に定める基準に基づき、減額することができる。

(消費税)

第3条 本規程に特に定めがある場合を除き、使用料の支払に当たって、利用者は次の各章により算出した金額に、消費税率を乗じて得た額を加算して本協会に納めなければならない。

(複数の著作物等の利用)

第4条 著作物の利用に当たって、原作者が複数の場合又は複数の著作物が利用される場合は、その利用態様を踏まえ、利用者と本協会が協議して定める額とする。本協会に管理を委任していない者があるときは、その者に支払うべき金額を控除する。

(使用料の指定)

第5条 放送又は映画等の二次的な利用で著作物を利用する場合を除き、使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。

第2章 出版等

(出版における使用料等)

第6条 著作物を書籍として複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は、本体価格の15%に発行部数を乗じた額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

(出版における一部利用等)

第7条 出版において著作物の一部を利用する場合は、著作物の利用方法、掲載される出版物の種類、販売価格及び発行部数等を参考に、利用しようとする著作物について、前条により著作物を出版する場合の使用料額の半額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

(教育を目的とした利用)

第8条 著作物を入試問題集・一般教養問題集・学習参考書・学校用図書教材等に複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は次のとおりとする。

(1) 一作品の使用料は本体価格の5%に発行部数を乗じた額を本文総ページで割り、使用ページ割合を乗じた額もしくは2000円のいずれかの高い額とする。

また使用ページ割合は1/4ページごとの面積計算とし、短歌、俳句は一首、一句を1/4ページとする。

(2) 発行部数1300部以下については、一作品の使用料は本体価格の5%に発行部数を乗じた額を本文総ページで割り、使用ページ割合を乗じた額もしくは1000円のいずれかの高い額とする。

また使用ページ割合は1/4ページごとの面積計算とし、短歌、俳句は一首、一句を1/4ページとする。

2 著作物を副読本に複製し、公衆に譲渡場合の使用料は、本体価格の6%に発行部数を乗じた額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

(教科用CD等における利用)

第9条 小学校又は中学校の教科用レコード、録音テープ、フロッピーディスク等に収録された著作物で、教科書に掲載したものの全部又は一部を利用する場合の使用料は、文化庁告示の補償金の2倍とする。

2 高等学校の教科用レコード、録音テープ、フロッピーディスク等に収録された著作物で、

教科書に掲載したものの全部又は一部を利用する場合の使用料は、発行部数が1万部を超える場合は前項の規定を準用し、1万部未満の場合は2万円を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

- 3 前項における発行部数は、レコード、録音テープ、フロッピーディスク等のそれぞれの発行部数を合算した部数とする。

第3章 日本放送協会の放送等

(全国中継における利用)

第10条 日本放送協会が、全国中継放送番組で著作物を利用する場合の使用料は、著作物1件1回につき、放送時間30分番組として利用する場合の料金を基準として、次に定める額とする。放送時間が30分未満又は30分を超える場合の使用料は、基準使用料に対し5分を単位として増減し定める額とする。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) テレビジョン放送の場合 | 10万円以上24万8千円以内 |
| (2) ラジオ放送の場合 | 4万2千円以上12万5千円以内 |

(全国中継以外の放送における利用)

第11条 日本放送協会が、全国中継以外の放送（以下「ローカル放送」という。）に著作物を利用する場合の使用料は、前条に定める使用料に次の料率を乗じた額とする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 東京、地域拠点局のローカル放送 | 63% |
| (2) 上記以外の各放送局のローカル放送 | 36% |

- 2 ローカル放送が、前項の各ローカルの2以上にまたがり行われる場合の使用料は、関係各ローカルのうちの最も高い使用料額を適用する。

(脚色・翻訳等における利用)

第12条 日本放送協会が、著作物を脚色・翻訳・構成又は編集して利用する場合の使用料は、前2条に定める使用料にそれぞれ次の料率を乗じた額とする。

- | | |
|--------|-------|
| (1) 脚色 | 85% |
| (2) 翻訳 | 80% |
| (3) 構成 | 50% |
| (4) 編集 | 40%以内 |

(リピート放送における利用)

第13条 日本放送協会が、全国中継放送番組をリピート放送する場合の使用料は、第10条から第12条の規定を準用する。ただし、国際放送及び学校放送番組においてリピート放送する場合で、そのリピート放送が放送の日から2週間以内に行われる場合の使用料は、第10条から第12条で定める額の50%の範囲内で、利用者と本協会が協議して定める額とする。

2 日本放送協会が、ローカル放送においてリピート放送する場合の使用料は、第11条の規定を準用する。

(小品の利用)

第14条 日本放送協会が、詩、短歌、俳句及び川柳等を放送番組において利用する場合の1篇の使用料は、実使用時間5分を単位とし、次により本協会と協議して定める額とする。

(1) 詩 1万2千円を上限として定める額。

(2) 短歌、俳句、川柳など 5千500円を上限として定める額。

第4章 一般放送事業者等の放送等

(全国ネットの放送における利用)

第15条 一般放送事業者等(日本放送協会を除く放送事業者等をいう。以下同じ。)が、全国ネット放送で著作物を利用する場合の使用料は、著作物1件1回につき放送時間30分番組として利用する場合の料金を基準として、次に定める額とする。この場合において、キー局が放送を行ってから6ヶ月以内に各ネット局が各1回その放送を行うことは、全国ネットによる著作物1回の同時利用とみなす。

(1) テレビジョン放送の場合 9万5千円以上26万2,500円以内

(2) ラジオ放送の場合 4万円以上9万6千円以内

(全国ネット以外の放送における利用)

第16条 一般放送事業者等が、全国ネット以外の放送に著作物を利用する場合の使用料は、前条で定める額の範囲内で、利用者と本協会が協議して定める額とする。

(リピート放送における利用)

- 第17条** 一般放送事業者等が、全国ネット放送でリピート放送する場合の使用料は、第15条の規定を準用し、そのリピート放送が放送の日から10日以内に行われる場合の使用料は、同条で定める額の30%の範囲内で、利用者と本協会が協議して定める額とする。
- 2 全国ネット以外の放送でリピート放送する場合の使用料は、前条の規定を準用し、利用者と本協会が協議して定める額とする。

(小品の利用)

- 第18条** 一般放送事業者等が、放送番組において詩、短歌、俳句及び川柳等の著作物を利用する場合の1篇の使用料は、実使用時間5分を単位とし、次により利用者と本協会が協議して定める額とする。
- (1) 詩 テレビについては2万円を上限とし、ラジオについては1万円を上限として定める額。
- (2) 短歌、俳句、川柳などは、前号の額の半額で、3,000円を下回らない額。
- (3) 1回の放送番組中で、同一作品をくり返し利用する場合は、これを1回の利用とみなす。
- (4) 同一著作者の著作にかかる短歌、俳句、川柳など数種を1回の放送番組中に利用する場合は、その料金を減額することができる。

(海外への番組提供)

- 第19条** 放送番組を録音・録画し、又は国際通信衛星回線により海外に提供し、海外のテレビジョン放送局又は有線テレビジョン放送局において放送させる場合の使用料は、次の料率により算出した額とする。
- (1) ドラマ番組 提供価格の3.5%以内
- (2) その他の番組 提供価格の2.0%以内

(CATVへの提供)

- 第20条** 日本放送協会が制作した放送番組を、CATVで放送する場合の使用料は、次の料率により算出した額とする。
- (1) ドラマ番組 (NHKの提供価格) × 4.0%以内
- (2) その他の番組 (NHKの提供価格) × 2.5%以内

2 一般放送事業者等が制作した放送番組を、CATVで放送する場合の使用料は、次の料率により算出した額とする。

(1) ドラマ番組 (提供価格×0.8) × 3.5%以内

(2) その他の番組 (提供価格×0.8) × 2.0%以内

なお、提供価格が2万円(60分番組の場合)に満たない場合の使用料は、提供価格を2万円とみなして使用料を算出する。

3 社団法人日本民間放送連盟の会員社は、次に定める使用料を本協会に支払うことにより、番組をCATVの局数及び放送回数にかかわらず、2年間供給することができる。

(1) ドラマ番組(60分の場合) 13,000円

(2) その他の番組(60分の場合) 7,500円

4 60分以外の番組の使用料については、前3項の提供価格及び使用料を15分単位で時間比例して算出する額とする。

(放送事業者以外の者が制作したテレビ映画の放送)

第21条 放送事業者以外の者が制作したテレビ映画を、放送において利用(放送事業者に対する最初の放送契約終了後の放送での利用)する場合の使用料は、番組の提供価格に対して、次の割合で算出した額とする。

地上波放送 10%以内

BS放送 3.5%以内

CS放送 3.5%以内

CATV 3.5%以内

(劇場用映画のテレビジョン放送)

第22条 劇場用映画を、テレビジョン放送において利用する場合の使用料は、次のとおりとする。

(1) 初回テレビ放映

地上波放送(放送期間3年以内に行われる2回の放送を含む。) 30万円

BS放送(放送期間3年以内に行われる、放送事業者との契約で定める回数の放送を含む。) 20万円

CS放送(放送期間3年以内に行われる、放送事業者との契約で定める回数の放送を含む。) 4万円

(2) 2回目以降の放映（上記以外の第二次配給）

映画の販売契約額に対して、次の割合で算出した額を使用料とする。

| | |
|-------|---------------------------|
| 地上波放送 | 4%以内 |
| BS放送 | 4%以内 |
| CS放送 | 4%以内 |
| CATV | 3.5%以内 |
| その他 | 2万円を上限として利用者と本協会が協議して定める額 |

(放送大学の放送における利用)

第23条 放送大学学園の行う放送において著作物を利用する場合の使用料は、著作物の性質、利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議して定める額とする。

第5章 上演・映画化等

(上演)

第24条 上演における1回当たりの著作物の使用料は、大劇場規模（定員1,000名以上）における25日間公演（昼夜2回公演）での利用を基準に、400万円を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

2 中規模劇場（定員500名以上1,000名未満）での上演における1回当たりの著作物の使用料は、前項の額を基準として、その50%から100%を範囲として利用者と本協会が協議して定める額とする。

3 小規模劇場（定員500名以下）での上演における1回当たりの著作物の使用料は、第1項の額を基準として、その50%を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

(映画化)

第25条 放送を目的として制作する映画以外の映画制作及び上映等における著作物の使用料は、番組制作費や提供価格等を斟酌し、1,000万円を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

第6章 録音・録画等

(ビデオの複製・販売)

第26条 著作物が利用されている劇場用映画等をビデオ（「ビデオ・テープ」又は「ビデオ・ディスク」などの「ビデオグラム」をいう。以下同じ。）に複製し、その複製物を個人利用を目的として販売する場合における使用料は、ビデオ販売価格に販売数及び1.75%を乗じた額とする。

2 ビデオ映像中での著作物の朗読（画面表示等を含む。）については、ビデオ販売価格に販売数及び係数4.5%を乗じた額を、著作物の使用時間で按分して本協会が定める額とする。

(ビデオの業務用頒布、上映)

第27条 著作物が利用されている劇場用映画等をビデオに複製し、図書館等の施設、航空機その他の交通機関、ホテル、飲食店等公において上映させることを目的として、その複製物を頒布し、上映させる場合の使用料は、当該事業者等がこれにより取得する金額の3.5%とする。

2 ホテル内有線送信（CCTV）の使用料は、前項の取得金額から20%を控除した額の3.5%とする。

(ビデオのレンタル)

第28条 著作物が利用されているビデオを個人向けレンタル業務において利用させる場合の使用料は、当該事業者等がレンタル業者から取得する金額の3.35%とする。

(録音等)

第29条 著作物を録音しその複製物を販売する場合、及び上演、上映又は放送等において利用許諾された著作物を録音しその複製物を販売する場合の使用料は、録音物の販売価格に販売数及び6.0%を乗じた額を、著作物の利用時間及び利用する著作物数で按分した額とする。

2 著作物を原作とした歌詞を用いた楽曲を録音し、又はその複製物を販売する場合の使用料は、録音物の販売価格に販売数及び6.0%を乗じた額を、著作物を利用する楽曲の収録時間で按分した額とする。著作物を歌詞とした楽曲を使用する場合の使用料もこれに準じた額とする。

第7章 その他

(その他)

第30条 その他本規程の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的及び態様、その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額又は率を定めることができる。

附則（実施日）

この使用料規程は、平成15年10月1日、社団法人日本文芸著作権保護同盟より承継した。

附則（実施日）

この使用料規程のうち、第2章 出版等の第6条および第8条の規定については平成17年4月1日から実施する。

附則（実施日）

この使用料規程のうち、第4章 一般放送事業者等の放送等の第15条の規定については平成18年4月10日から実施する。

附則（実施日）

この使用料規程のうち、第3章 日本放送協会の放送等の第14条の規定については平成19年5月7日から実施する。

附則（実施日）

この使用料規程のうち、第5章 上演・映画化等の第25条の規定については平成20年1月13日から実施する。